

調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県規則第42号

調理師法施行細則の一部を改正する規則

調理師法施行細則（平成4年静岡県規則第25号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(受験手続) <b>第4条</b> 試験を受けようとする者は、様式第5号による受験願書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。 <u>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条（高等学校の入学資格）に規定する者であることを証する書類</u> <u>(2)・(3)</u> (略)	(受験手続) <b>第4条</b> 試験を受けようとする者は、様式第5号による受験願書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。 <u>(1)・(2)</u> (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第5号中

「

現住所	(〒 - )(電話 - )	本籍地	
勤務先名称	(電話 - )	勤務先所在地	(〒 - )

」

を

「

現住所	(〒 - ) (電話番号 )	本籍地 都道府県名 (国籍)	
勤務先名称	(電話番号 )	勤務先所在地	(〒 - )

」

学校教育法第57条に規定する高等学校の入学資格を有する者に該当することの有無

( 有 ・ 無 )

に改める。

**附 則**

この規則は、令和7年4月1日から施行する。